

池田町介護保険要介護認定等に係る資料の 開示及び提供に関する取扱要綱

(平成 26 年 3 月 18 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき行う要介護認定・要支援認定の関係資料について、被保険者本人等への開示及び介護（介護予防）サービスの有効かつ適切な提供に資するための事業者等への提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス等 法第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。
- (2) 要介護認定等 法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定及び同条第 2 項に規定する要支援認定をいう。
- (3) 開示 池田町個人情報保護条例（平成 12 年条例第 2 号）第 14 条の規定に基づく個人情報の開示をいう。
- (4) 提供 池田町個人情報保護条例第 8 条に規定する個人情報の提供をいう。
- (5) 介護サービス計画等 次に掲げる計画をいう。
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 介護予防サービス計画
 - ウ 施設サービス計画
 - エ 特定施設サービス計画
 - オ 介護予防特定施設サービス計画
 - カ 小規模多機能型居宅介護計画
 - キ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画
 - ク 認知症対応型共同生活介護計画
 - ケ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画
 - コ 地域密着型特定施設サービス計画
 - サ 地域密着型施設サービス計画
- (6) 主たる介護者 要介護認定等を受けた被保険者を現に介護している者であって、当該被保険者の状況を熟知し、介護の中心的役割を果たしている者をいう。

(提供の要件)

第 3 条 要介護認定等に係る関係資料の提供は、介護保険制度を円滑に運営し、被保険者の福祉の向上を図る観点から、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができるもの

とする。

- (1) 介護サービス計画等の作成に必要な場合
- (2) 要介護認定等の内容を確認する場合
- (3) 適切な居宅サービス等の提供に必要な場合
- (4) 介護老人福祉施設の入所手続き及び入所判定に必要な場合
(開示又は提供の対象資料)

第4条 開示又は提供の対象となる要介護認定等に係る関係資料(以下「対象資料」という。)

は、町が行う要介護認定等の過程で作成される次に掲げるものとする。

- (1) 介護認定審査会資料
- (2) 認定調査票(特記事項を含み、調査実施者が特定される部分を除く。)
- (3) 主治医意見書(作成した主治医の同意がない場合は除く。)
- (4) 要介護等認定結果
(提供の対象者)

第5条 対象資料の提供は、次に掲げる者の申請に基づいて行うものとする。

- (1) 主たる介護者
- (2) 本人と居宅サービス等の提供に係る契約を締結している又は締結を予定している事業者等(当該事業者等の事業所の職員その他の従業員を含む。)
- (3) その他町長が必要と認める者
(申請の手続)

第6条 対象資料の開示又は提供を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、介護保険要介護認定等に係る資料の開示・提供申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(提供)

第7条 第5条に規定する者が前条の申請者である場合における申請書には、当該対象資料を町が申請者に提供することに同意する旨の申請書の被保険者同意欄への本人自署を要するものとする。

2 前項の規定による本人自署について、身体上の理由等により自署ができない場合は、申請者による代筆をもって、本人自署に準ずるものとして取り扱うことができる。この場合において、代筆者は、申請書に当該代筆者の住所、氏名及び本人との続柄を記入しなければならない。

(申請者の確認)

第8条 町長は、申請者について、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 開示の場合 申請者本人であることの確認
- (2) 提供の場合 次の事項(申請者が、池田町介護保険条例施行規則(平成12年規則第26号)第12条の規定により本人から届出のあった指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の届出に記載された事業者と同一である場合は、アのみ)

ア 申請者本人であることの確認

イ 申請者が第5条各号に定める者であることの確認

(開示又は提供の決定)

第9条 町長は、第6条の規定による申請を受けたときは、必要な調査を行い、開示又は提供の可否を決定し、介護保険要介護認定等に係る資料の開示・提供決定(却下)通知書(別記様式第2号)により申請者に対して通知するとともに、申請に係る対象資料の写しを提供する。なお、却下の決定をした場合は、その理由を付するものとする。

2 前項の規定により開示又は提供する写しの部数は、同一の申請者につき1部とする。

3 第1項の開示又は提供は、当該申請者が希望する場合は、郵送により受けることができる。

(提供を受けた者の遵守事項)

第10条 前条の規定により対象資料の提供を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第5条第2号に規定する者が提供を受けた場合にあつては、居宅サービス等に係る契約が終了し、又は解除された後も、また同様とする。

(1) 提供を受けた対象資料に係る本人の情報(以下「本人情報」という。)又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を当該提供の依頼の目的以外に使用しないこと。

(2) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に漏らさないこと。

(3) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた対象資料を当該提供の依頼の目的以外の目的で複写し、又は複製しないこと。

(4) 提供を受けた対象資料を厳重に保管し、紛失し、又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた対象資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処すること。

(5) 提供を受けた対象資料は、当該提供を受けた目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに当該対象資料(複写し、又は複製したものを含む。)を本人に提出するか、又は責任をもって破棄すること。

(6) 本人又は町長から提供を受けた対象資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、速やかにこれに応じること。

2 申請者は、第6条の申請を行うに際しては、申請書により前項各号に規定する事項の遵守を約するものとする。

(遵守事項違反に対する措置)

第11条 町長は、本要綱に基づき提供を受けた申請者が前条第1項各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第9条第1項の規定にかかわらず、以後、その者に対して対象資料の提供を行わないことができる。

(費用の負担)

第 12 条 本要綱に基づく提供に係る対象資料の写しの作成に要する費用は、無料とする。

2 第 9 条第 3 項の規定により郵送による開示又は提供を受ける場合は、申請者は送付に要する実費を負担しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。